

施術所開設の手引き

平成30年8月 京都府健康福祉部医療課

< 目 次 >

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 施術所開設の手続きについて・・・・・・・・ P 1
- 3 構造設備基準について・・・・・・・・・・ P 2
- 4 名称に関する規制について・・・・・・・・ P 5
- 5 広告に関する規制について・・・・・・・・ P 6
- 6 開設後の届出について・・・・・・・・・・ P 7
- 7 提出窓口について・・・・・・・・・・・・・ P 8

※手引き内の略語の説明

- あ は き：あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、またはきゆう
- 柔 整：柔道整復
- あはき法：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
(昭和22年法律第217号)
- 柔 整 法：柔道整復師法(昭和45年法律第19号)

1 はじめに

この手引きでは、京都府内（京都市内を除く。）における、あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゆう業及び柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

施術所を開設する際は、以下のように、構造設備の基準、名称及び広告に関する規制を満たす必要があります。それらには、法令で定められている基準のほか、本府で定める指導基準があります。

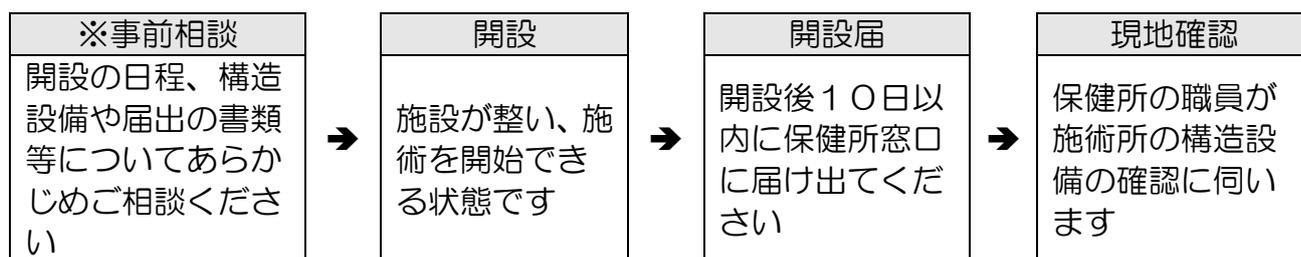
新規開業される方、移転・改築等を検討される方は、この手引きの内容を一読いただき、構造設備基準を満たし、名称、広告においても規制を守っていただきますようお願いいたします。

申請書類は京都府ホームページからダウンロードできます。

2 施術所開設の手続きについて

①開設のながれ

- 管轄保健所（P.8参照）に、事前相談をお願いします。施設基準の事前チェック及び添付書類の説明を
行ないます。



※保健所の判断により、上記の流れと異なる場合があります。事前相談の際に御確認願います。

②開設の手続き

- 開設届を開設後10日以内に保健所へ提出してください。提出部数は1部です。開設届の控えが必要な場合は提出用とは別に必要部数をご用意ください（提出窓口では、複写サービスを行っていません）。受付印を押印後お返しします。
- 施術者の本人確認が必要ですので、開設者と施術者が異なる場合は、施術者も一緒に来所してください。
- 施術所の名称については、あらかじめ保健所に確認をお願いします。

	注 意 事 項
開設届	あはきと柔整では様式が異なります。 ・あはき施術所の開設届（1号様式）

		<ul style="list-style-type: none"> ・柔整開設届（2号様式） ※あはき及び柔整の両方を提出される施術所においては、それぞれに添付書類が必要です。
添付書類	施術従事者の免許証の写し	原本照合が必要です。免許証の確認のため、免許証の原本を持参してください。また、施術者本人の確認が必要となりますので、本人確認のできる書類（運転免許証、パスポート等）をお持ちください。
	施術所の平面図	待合室、施術室の寸法、床面積及びベッド・機器類の配置、施術室の外気開放面積（または換気装置）とその位置、消毒設備の位置等を記入してください。

※出張のみによって、あはきを行なう場合、上記開設届ではなく、出張業務開始届を業務開始後10日以内に管轄保健所へ提出する必要があります。

※京都市内又は府外にお住まいの施術者が、本府内の旅館等に滞在してあはきの施術を行なう場合、事前に、滞在する地域を管轄する保健所に滞在業務届を提出する必要があります。

3 構造設備基準について

- ・施術所を開設する際は、構造設備の基準を満たす必要があります。
- ・基準には法令で定められている基準のほか、京都府で定める指導基準があります。開設にあたっては次の事項に適合するようにしてください。

①法令で定められている基準

- 1 6.6 m²以上の専用の施術室を有すること。
- 2 3.3 m²以上の待合室を有すること。
- 3 施術室は室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- 4 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- 5 常に清潔に保たれていること。
- 6 採光、照明及び換気を充分にすること。

(根拠法令)

○あはき法第9条の5

○あはき法施行規則第25条、第26条

○柔整法第20条

○柔整法施行規則第18条、第19条

②京都府で定める指導基準

1 施設の独立性

施術所は、出入口も含め住居・店舗等と構造上独立し、明確に区画すること。（他店舗等との施設共有は認められないこと。）

2 施術室について

- 施術室と待合室の区画は、明確であること。固定壁で上下左右完全に仕切ること。なお、固定壁で仕切ることが難しい場合、アコーディオンカーテン、固定されたパーティション等で仕切ること。
- あはきと柔整の両方を行う施術所の場合、双方の専用の施術室を設けること。固定壁で上下左右完全に仕切ること。なお、固定壁で仕切ることが難しい場合、アコーディオンカーテン、固定されたパーティション等で仕切ること。
- あはきと柔整双方の免許を有する施術者が一人で施術する場合、施術室は兼ねてもよい。
- 患者のプライバシー保護に配慮し、ベッドを2台以上設置する場合には、各々カーテン、パーティション等で仕切ること。

3 待合室について

- あはきと柔整の両方を行う施術所の場合、待合室を兼用しても構いません。

4 消毒設備について

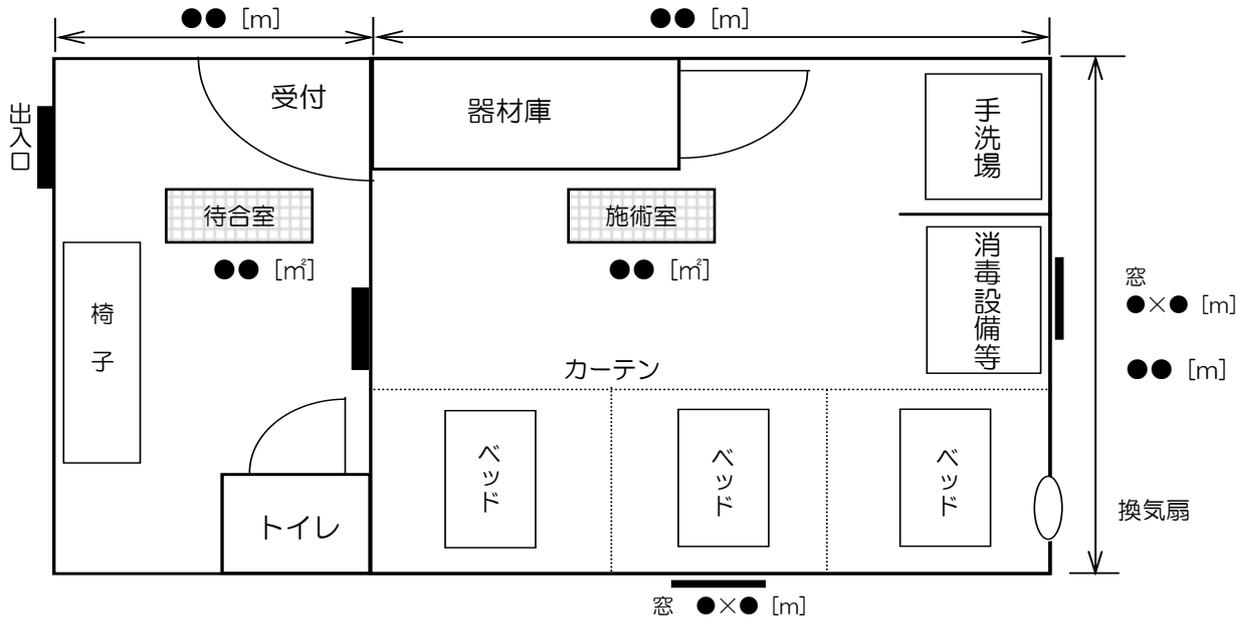
- 法令で規定される消毒設備とは、器具類の滅菌機器（オートクレーブ・乾熱滅菌器等）、手洗場、手指消毒薬等をいう。
- オートクレーブ・乾熱滅菌器等は侵襲を伴うはりであって繰り返し使用する場合は設置すること。ただし、使い捨てのはりを使用する場合には、使用済みのはりの保管および廃棄を安全な方法で行うこと。
- 施術者、利用者が常に手指消毒に利用できるよう手指消毒液を設置しておくこと。
- 施術室の清潔保持や使用するタオル等物品の管理に配慮すること。

5 その他

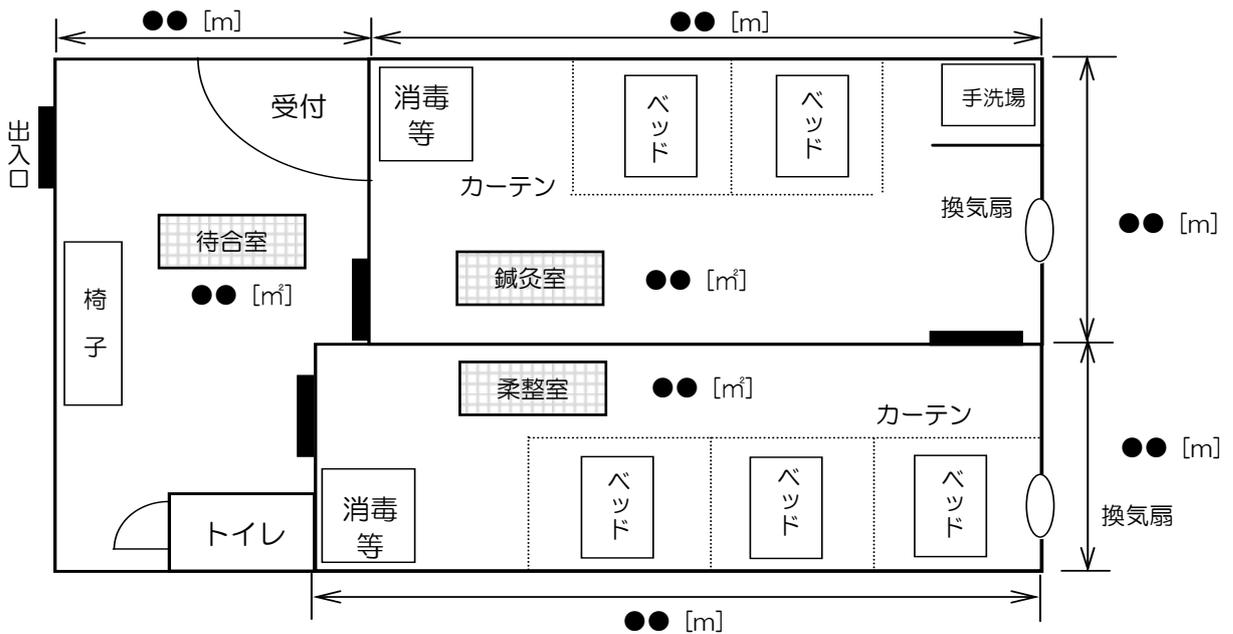
- 施術記録、個人情報の管理が適切にできる備品等を備えていること。

例) 施術所構造設備平面図

○あはき法又は柔整法に基づく施術所のどちらか一方の施術所を開設する場合



○あはき法又は柔整法に基づく施術所の両方の施術所を開設する場合



4 名称に関する規制について

- 医療法、医師法に抵触するような名称は使用できません。
- 施術所の名称に、法律により広告が認められていない事項（広告可能事項については、「5 広告に関する規制」を参照。）をいれることはできません。
- 施術所の名称は開設者を明らかにするために、原則として開設者の姓（法人名）または地名（ビル名を含む）を冠し、その後に業務の種類を入れること。ただし、地名（ビル名を含む）に関する場合は、概ね学区単位までの地名（通称名を含む）を目安とすること。
- 単に「〇〇治療院」、「〇〇治療所」など、医療機関と紛らわしい名称は認められません。
- 「はり科」、「きゆう科」など「科」の文字を使用することも認められません。

例 可：〇〇鍼灸院、〇〇整骨院、〇〇鍼灸治療院、〇〇マッサージ施術所 等
不可：〇〇治療院、〇〇治療所、〇〇はり科治療院 等

※上記の名称以外に、利用者にとって紛らわしい名称、または奇異で意味不明な名称は使用しないこと。

◆ 医療法 第3条

疾病の治療(助産を含む。)をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。

◆ 医師法 第18条

医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

5 広告に関する規制について

- ・法律に定められた事項以外は、原則として広告できません。

あはき法第7条第1項

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類（※）
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕（平成11年3月29日付、厚生省告示第69号）

- 1 もみりょうじ
- 2 やいと、えつ
- 3 小児鍼（はり）
- 4 あはき法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨
- 5 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- 6 予約に基づく施術の実施
- 7 休日又は夜間における施術の実施
- 8 出張による施術の実施
- 9 駐車設備に関する事項

（※）あはき法第1条

医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

柔整法第24条第1項

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項

〔厚生労働大臣が指定する事項〕（平成11年3月29日付、厚生省告示第70号）

- 1 ほねつぎ（又は接骨）
- 2 柔整法第19条第1項前段の規定による届出をした旨
- 3 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- 4 予約に基づく施術の実施
- 5 休日又は夜間における施術の実施
- 6 出張による施術の実施
- 7 駐車設備に関する事項

※広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法または経歴に関する事項については広告できません。

根拠法令

（あはき法第7条第2項及び柔整法第24条第2項）

《広告できない例》

- ・適応症（骨折、腰痛、脱臼、打撲、捻挫など）の列挙は『技能』に該当するため広告できません。
- ・流派名（〇〇流など）は施術方法並びに経歴に関する事項のため広告できません。
- ・「交通事故治療専門」「むち打ち専門」「料金の表示」「効果効能の表示」の表記は、広告可能事項に該当しないため、広告できません。
- ・「各種保険取扱」との表記も認められていません。

6 開設後の届出について

(1) 変更届

- ・開設届出内容に変更があった場合は、変更後10日以内に「施術所開設届出事項中一部変更届」を1部提出してください。控えが必要な場合は、提出用とは別に必要部数をご用意ください（提出窓口では、複写サービスを行っていません）。
- ・変更内容によって、添付書類が必要な場合があります。
- ・開設者の変更（開設者交代等）または、所在地の変更（移転等）は施術所を廃止し、新たに開設届が必要になります。

提出書類		注意事項
施術所開設届出事項中一部変更届		変更事項を記入してください。 ※あはきと柔整では様式が異なります。
添付書類	構造設備の変更のとき	施術所の平面図 変更前、変更後の図面を添付してください。 ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法および面積、外気開放面積と位置または換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	従事者の変更のとき	業務に従事する施術者の免許証の原本及び写し 変更前、変更後の従事者を記入してください。 新たに業務に従事することとなった施術者の免許証 <u>原本と写しを持参</u> してください。(本証と照合します。) また、施術者の本人確認が必要となりますので、運転免許証等本人確認ができる書類を持参のうえ、ご本人もご来所ください。

(2) 休止・再開・廃止届

- ・施術所を休止、再開または廃止した場合は、廃止後10日以内に保健所に「施術所休止（廃止・再開届）」を1部提出してください。控えが必要な場合は、提出用とは別に必要部数をご用意ください（提出窓口では、複写サービスを行っていません）。
※あはきと柔整では様式が異なります。

8 提出窓口について

この手引きの内容や各種届出については、以下の窓口に御連絡ください。
また、京都市内で開設される方は、京都市の担当課にお問い合わせください。

保健所名	所在地	連絡先	管轄地域
乙訓保健所	〒617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1151	向日市、長岡京市、 大山崎町
山城北保健所	〒611-0021 宇治市宇治若森7-6	0774-21-2191	宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、 宇治田原町
山城南保健所	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1	0774-72-4300	木津川市、笠置町、 和束町、精華町、 南山城村
南丹保健所	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-4751	亀岡市、南丹市、 京丹波町
中丹西保健所	〒620-0055 福知山市篠尾新町1-91	0773-22-5744	福知山市
中丹東保健所	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23	0773-75-0805	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-0361	宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町